「戒壇院本尊霊宝并諸道具勘渡帳」について

（第八八函一括39号）

横内　裕人

一　解題

(1)はじめに　ここに紹介する「戒壇院本尊霊宝并諸道具勘渡帳」（以下、「勘渡帳」。東大寺新修文書第八八函一括39号）は、天明三年（一七八三）二月に作成された戒壇院千手堂ほか堂舎の資財引渡し目録である。かつての戒壇院は戒壇堂を中心に廻廊で繋がれた僧房や独立した千手堂などいくつかの堂舎から構成されていた。「勘渡帳」は、これらの堂舎のうち戒壇堂を除き、千手堂・経蔵などの諸堂に所属する資財・道具・文書等を悉皆的に書き上げている。一ツ書きの点数は合計四二〇点に及ぶ。一点として数えた箱の中には、複数の物品が納められているものがある。記載方法に揺れがあるため正確ではないが、内訳の品を含めると総数六四六点の物品が記載されている。

「勘渡帳」は、享保年間に戒壇院の復興を果たした第三十四代戒壇院長老恵光戒琛（一六六五～一七三四。慧光とも。地の文では恵光で統一する。）が管領した千手堂・経蔵以下の資財帳をベースに、天明三年に資財の引渡し確認をするために作成した照合帳簿である。「勘渡帳」には、千手堂本尊厨子入千手観音（重要文化財）のほか、経蔵安置の舎利塔・舎利、受戒堂本尊（釈迦・多宝如来）、各種絵画や経巻・聖教・縁起・古文書・絵図が多数掲載されている。現在、旧蔵場所が不明とされる文化財のなかに「勘渡帳」掲載の品に該当すると考えられるものがある。戒壇院旧蔵文化財であることを明確にできる「勘渡帳」の情報は大変重要な意義を有している。[1]

(2)書誌情報について　「勘渡帳」の体裁は横帳で、縦一五・五㎝、横四三・二㎝を測る。共紙表紙に外題「戒壇院本尊霊宝并諸道具勘渡帳」を直書きする。紙数は二四丁。首題「戒壇院千手堂本尊諸道具経蔵本尊霊宝聖教并諸道具庫院雑道具等之帳」に続けて、千手堂（南壇上／北壇上／正面／堂内／堂外／廊庇／宮内）・経蔵・庫院方・棚膳之方・納戸之内・湯殿之内・味噌部屋之内の順に資財をひとつ書きにして網羅的に書き上げている。戒壇院の中心堂宇である戒壇堂が含まれていないことに注意されたい。記載された品々の冒頭などに、ま円印（本文翻刻篇〇印）または方印（同★印）が捺されている。方印の初出箇所（2ウ「一過去帳台共」）には「已下此印、破損・紛失・類焼」と書き込みがあり、こうした印を所在確認の際に現存が確認できなかった品に捺したと推測できる。

本文に続けて、奥書が以下AからCまで三種ある。

奥書A

「右之内

鑑真御舎利百廿六粒殿共

霊宝長櫃　壱ツ

入日記之通

記録箱　壱ツ

此分者慧光和尚御入院迄新禅院成慶預之置候、」

奥書B

「（方印）此印百九拾品

右之通相違無御座候、以上、

建幢

満慶」

奥書C

「（円印）此円印之分、四拾九品明道長老代紛失、

右之通御座候、以上、

天明三卯二月
金蓮院（方印「瑞鑒」）
新禅院（方印「□□（秀カ）」）

奥書Aは、本文の付帯情報らしい。奥書Bは、建幢・満慶二名の署名はあるが判がない。いわゆる本奥書であろう。奥書Cは、作成者の金蓮院・新禅院それぞれに印判がある。金蓮院は「瑞鑒」、新禅院は某（印文不明）であり、この二名が「勘渡帳」を作成したことが知られる。

これらから「勘渡帳」の性格について考察する。

まず奥書Aについて。冒頭から書き上げられた資財のうち、経蔵に保管されている鑑真所持の舎利一二六粒（5オ）、霊宝長櫃（5ウ）、記録箱（11ウ）は恵光が戒壇院に入院する享保十二年四月まで第三十三代戒壇院長老の新禅院成慶（一六八五～一七五四）が預かっていたとの情報を補ったものである。「勘渡帳」の本文全体は成慶から恵光に戒壇院が引き継がれる際の引継ぎ目録として作成されたものと思われる（後述）。

次に奥書B・Cは本文に捺されている印について触れている。本文中の円印（○）は奥書Bのものと同一で、同じく本文中の方印（★）は奥書Cと同じである。これらから二度に及び、資財引渡しのための現存確認調査が行われたことが知られる。まず時期不明ながら奥書Bの時点で一九〇点が紛失していた。さらに天明三年二月の奥書Cの点検の時点では四九点が「明道長老」の代に紛失していたという。明道長老（?～一七八二、新禅院泰州明道）は、明和二年（一七六五）八月に死去した戒壇院・真言院住持百英の後を襲い、戒壇院に移住して長老となり、[2] 天明二年（一七八二）十月二十九日に没している。[3] 奥書Cの年記は明道が没した翌年に当たる。以上から「勘渡帳」は、明道の死没に伴う戒壇院住持交替時に、金蓮院瑞鑒と新禅院某が明道の持ち出した資財を確認するための点検照合に利用されたことが知られる。

最後に「勘渡帳」に付属した二点の付紙について触れておく。2ウの全面に亘り貼紙があり、また23オに付紙（糊付けなし）が挟み込まれている。貼紙は以下の通り。

「一、照玄上人請　勅許勧進之奏状　一通
一、戒壇院僧坊等麁色一冊付講堂麁色　一通
一、就眉間寺御朱印御改之証文　三通
以上享保十七壬子六月日　宝生院持参
一、御寺務宮御条目　一通
一、東武ニ而浄慶江西院住持被　仰付候寺社奉行之御書付　一通
一、中坊美作守殿御書付　一通
一、同寺社御奉行江之御状　一通
一、同戒壇院江来ル御状　一通
一、一山年預浄光清涼院実英在判寺社御奉行所江之状　二通
一、戒壇院年預聖秀維那英慶知事弘賢ゟ寺社御奉行所江上ル状　一通
一、浄慶ゟ寺社御奉行所江上候状　一通
一、長国寺如周ゟ之返状　一通
一、中坊法眼之状　一通
一、有慶滅後新禅院出入ニ付訴状并証文　七通
一、新禅院出入無住之間関東江願成秀浄慶訴状等　廿八通
右之十一品、宝永中新禅院江持参之処、享保十七壬子年新禅院従御寺務被下於恵光長老

候二付如本還附之、」

いずれも古文書・記録を書き上げたものである。享保十七年六月日に宝生院が持参した三点（五通）、「御寺務宮御条目」一点（一通）、宝永年中に新禅院に持参したが享保十七年に新禅院が寺務から恵光長老に下されたので元通りに還付した十一通からなる。いずれも享保十七年に恵光に渡ったものと見られる。

じつはこの享保十七年七月、新禅院成算が学侶に入衆することになり、同月二十三日に新禅院は寺家に引き渡された。翌月、東大寺別当尊孝は新禅院の敷地・建物・道具を恵光に下賜し、九月には引渡が完了している。[4] 貼紙記載の古文書は、恵光の新禅院管領に伴い、恵光の手許に移されたものであろう。

２３オの付紙は東大寺別当尊孝の官僧如法院性慶が記したもので、享保十七年八月十日の年記をもつ。内容は、別当尊孝が恵光に新禅院を下賜するに当たり、戒壇院・真言院・新禅院の道具が「混乱」しないように命じたものである。[5] 同年に恵光は戒壇院・真言院にくわえて新禅院を兼帯したため、[6] 別当は三ヶ律院の資財を弁別して管理するように求めたのである。

(3) 勘渡帳作成の経緯と背景

ここで「勘渡帳」作成の経緯と背景について考えておきたい。

その際に見逃せないのが、「勘渡帳」が作成された天明三年二月に、「戒壇院如法律法第三興隆修造目録〈従享保十一丙午至宝暦九己卯歳〉」（以下「第三修造目録」）[7]と「真言院引渡帳」[8]の二つの目録が、「勘渡帳」と同筆で書写されていることである。この二点を押さえることから始める。

①「第三修造目録」について

まず「第三修造目録」は、恵光の手によって新造・修理された戒壇堂をはじめとする戒壇院の堂舎・道具（尊像部第一、経巻部第二、供厳部第三、器物部第四、祠堂部第五）と恵光が兼住していた戒壇院・真言院の衆具（尊像部第一、衣物部第二、書典部第三、器物部第四）の目録からなる。この内容は、恵光が自筆で撰述したとされる「戒壇院如法律儀第三興隆録慧光長老」[9]をベースに、恵光以降に増補された品を記載したものと知られる。外題に《享保十一年（一七二六）から宝暦九年（一七五九）まで》、とあることがヒントになる。享保十一年は慧光が戒壇院再建に着手した年であり、宝暦九年は洞泉性善（一六七六～一七六三）が戒壇院住持に迎えられた年である。[10] すなわち「第三修造目録」は、洞泉長老の戒壇院住持就任に際し、恵光以来の堂舎・道具を引き継ぐため所在確認を目的として作成されたものと思われる。

「第三修造目録」にもＤからＦまで三種の奥書が認められる。

奥書Ｄ

「（方印）此角印有之候六拾品ハ恵光和尚
滅後遺弟理洞比丘持去納河内
錦部郡彼方村蓮華心寺蔵中候
依作除印畢、
威徳院印
新禅院印
放光院印
一之室印」

奥書Ｅ

「（方印）此印百廿品
右之通相違無御座候、以上、
満慶書印
建幢書印」

奥書Ｆ

「（円印）此円印之分明道長老代
紛失弐拾六品
右之通御座候、以上、

天明三卯二月

金蓮院（方印「瑞鑒」）

新禅院（方印「□□〔秀カ〕」）

奥書Dは年記はないものの、宝暦九年（一七五九）に記されたものと思われる。[11]作成者満慶・建幢は「勘渡帳」の奥書Bと同じである。また奥書Fも「勘渡帳」の奥書Cと同様の性格のものとみなしてよい。

②「真言院引渡帳」について　次に「真言院引渡帳」は、享保十七年八月十日に寺務宮官僧如法院性慶が作成した真言院の資財帳である。

本書も二種の奥書がある。

奥書G

「右目録之内、戒壇・真言両院之
道具并記録等紛入有之候、是者
数代之間、真言・新禅致兼任、近代
成慶戒壇院共三院致兼帯ニ付、弥
相紛申事候、然処今般成算学侶
密衆ニ被加之砌、右道具記録等
御寺務宮江被差上、
御寺務宮纏戒壇院恵光長老江
被下置之、如法律院と成候上者
三院之道具等、混乱無之様可仕之
仰ニ候、依之附紙之通、所紛入之物、
各本処ニ被還置之候、右
仰之趣、某甲奉承儀ニ付、加奥書
者也、

御寺務宮官僧

享保十七年子八月十日　如法院性慶印」

奥書H

「（朱円印）此円印明道長老代紛失

三十品

右之通御座候、以上、

金蓮院（方印「瑞鑒」）

新禅院（方印「□□〔秀カ〕」）

天明三卯二月」

奥書Gは、「勘渡帳」に挟み込まれていた付紙と同筆・同文である。Gによれば、その作成目的は戒壇院・真言院・新禅院の道具・記録が紛れないよう目録にしたのだという。もともと真言院と新禅院は兼住が数代にもおよび、また「近代」は成慶（前掲、第三十三代戒壇院長老）が戒壇院を合わせた三院を兼帯していたので、三院の資財が紛れてしまっていた。ところが（成慶の弟子）成算が学侶密衆に交衆するため、成算の所持していた道具・記録を寺務宮（尊孝入道親王）に献上したところ、今度は寺務宮がこれを戒壇院恵光に下賜した。この度戒壇院は「如法律院」になったので、三院道具が混乱しないように、「付紙」のとおりに紛れた資財は本処に戻した、と性慶は記している。恵光のもとに真言院が引き渡されたのは享保十四年である。[12]その後、享保十七年に戒壇院・真言院に加えて新禅院が恵光の管領するところとなったことを契機に、真言院の資財帳を作成して、Gに見える享保十七年の点検を行ったのであろう。さらに奥書Hに見えるように、「勘渡帳」「第三修造目録」と同様、天明三年二月に明道長老時代の紛失物が金蓮院瑞鑒・新禅院某によって点検されている。

③金蓮院瑞鑒について　以上、天明三年に金蓮院瑞鑒と新禅院某が作成した三種の目録の内容を確認した。[13]三種の目録はそれぞれ、恵光が成慶から引き継いだ資財目録（「勘渡帳」）、恵光が主体的にかかわって修造・新造した資財目録

（「第三修造目録」）、恵光が戒壇院運営のため成慶から譲られた真言院の資財目録（「真言院引渡帳」）であり、恵光以後の長老交替に当たり、現存確認のために利用されてきた履歴があったことが確認できた。[14]

天明三年二月にこれら三種の目録が作成された背景にも、戒壇院長老の交替がある。目録作成者のひとり金蓮院瑞鑒（鳳寿瑞鑒、～一七八六）[15]は、三種目録成立と同年の天明三年六月に「再興録」[16]を撰述しており、同書の奥書には「寺護金蓮院瑞鑒」（傍点横内）と記している。すなわち明道長老の後任として戒壇院を引き継いだ人物であることが知られる。[17]これら三種の目録は、明道から瑞鑒への戒壇院住持交替に伴う物品点検に使われたのである。

(4)戒壇院如法律法第三興隆と「勘渡帳」　以上「勘渡帳」の作成経緯について述べたが、込み入った説明となった。ここであらためて時系列に沿って如法律法第三興隆と呼ばれた江戸時代の戒壇院再建事業を説明し、「勘渡帳」の史料的意義を述べておきたい。[18]

戒壇院は永禄十年（一五六七）五月に被災し全焼した。その後、受戒に使われる戒壇堂は、慶長六年（一六〇一）に建てられた仮堂で雨露をしのぎ、また千手堂と房舎を再建して数人の浄侶を居住させ、毎日の供花や定例の行事を行ってきた。戒壇院俊良浄慶（一六〇八～八〇）長老は律儀復興を誓うも果たせず、元禄年中に公慶上人（一六四八～一七〇五）が戒壇院再興を志すも大仏殿造営が優先され、百年以上にもわたり戒壇院再建には着手できなかった。

再建のきっかけを作ったのは、戒壇院兼新禅院住持成慶であった。享保十年（一七二五）二月、成慶は学侶惣代如法院性慶と連れだって江戸に参府し、戒壇院の如法律儀を再興するため、江戸湯島霊雲寺恵光を戒壇院住持に迎えたいと寺社奉行に嘆願した。成慶の招請を容れた恵光は、享保十二年三月に江戸を立ち奈良に向かう。その途中立ち寄った勧修寺で東大寺別当尊孝からあらためて戒壇院律儀復興を一任されると、四月一日戒壇院に入院受戒し、翌日、成慶から戒壇院住持を譲られ長老となった。おそらくこの頃までには、成慶から戒壇院の資財を引継ぎ、「勘渡帳」の原形になる引継ぎ目録が作成されていたのであろう。

恵光の戒壇院再建は大変なスピードで実行された。恵光の戒壇院入院に先立つ享保十一年四月以降、江戸在府ながら恵光は仮戒壇堂総修理・書院造作修理・方丈新造・経蔵総修理・穀蔵新造・浴室新造に着手し、戒壇院に入院した直後の享保十二年六月以降は、千手堂修理・書院瓦葺・北寮新造・浄厨修理・四方外周竹垣など矢継ぎ早に建物工事を開始した。翌十三年には、寺内外の僧侶五百余人を集めた梵網経講説を行う一方、南寮新造・千手堂廊下修理・内塀修理・経蔵新造・竹垣の塀への改造などを終えている。江戸のスポンサーの力に負うところも大きかったのだろう。

年が改まって享保十四年一月、恵光を東大寺に招いた新禅院成慶は、戒壇院僧食が難義している事態を解消するため、成慶が兼住していた真言院を恵光に兼帯させることを寺家に願い出て、同年二月に許可された。こうして恵光は戒壇院だけでなく真言院を管領した（この時に作成されたのが「真言院引渡帳」）。

その後、享保十五年にかけて戒壇院の建物の再建事業は小休止する。同十六年春に恵光は大坂小橋里高徳寺で千人を超える聴衆を集めた大日経疏講演を行ったが、如法再興の中心は戒壇堂の造営であると考え直し、同年四月五日、工匠を集めて戒壇堂の再建事業に着手した。ここでも関東有縁の人々の資縁を得て、翌享保十七年夏に上棟して棟札を安置し、ようやく同十八年二月二十日に落慶法要に漕ぎ着けている。[19]ここに奈良時代の鑑真による草創、鎌倉時代の円照による再興についで、恵光による「如法律儀第三興隆」と称される画期的な事業が完遂したのである。戒壇堂の完成を見届けた恵光は、翌享保十九年十一月四日、六十九歳で死去。戒壇院は新たに寺護職となった寂潤比丘に引き継がれた。

恵光は、自ら新造・修理した堂舎・資財を自ら書き上げた「第三興隆録」を残

している。こうして「勘渡帳」や「真言院引渡帳」など、恵光が管領した院家資財帳が作成されることになった。

恵光の死去に伴い、弟子理洞が恵光の遺財を河内蓮華心院に持ち出したり、恵光の後を襲った寂潤に「不如法」が発覚して戒壇院を退院させられるなど戒壇院の経営は不安定な事態を迎える。こうして洞泉性善、百英、泰州明道へと長老・寺護が交替する度に資財引継ぎのため現存確認が行われ、天明三年二月の三種目録が作成されるに至るのである。

今回は参照できなかったが、東大寺文書や一四二函の記録類、さらに新修東大寺文書のなかに、戒壇院第三興隆事業とその後の動きに関わる史料が多数見いだされた。全容の解明に向けて、史料の収集・読解に取り組んでいきたい。

註

（1）「勘渡帳」には、経巻聖教や古文書、仏像、絵画、仏具、食器をはじめとする様々な生活用具の情報があり、寺院社会史研究におおくの新知見をもたらすはずである。

（2）「東大寺戒壇院如法律再興録」（貴重書一四二部五七四号）。なお明道は、享保十八年二月に新造された戒壇院鑑真坐像台座裏銘に「戒壇院第三興隆恵光長老代／綱維比丘明道誌之」と記している。『奈良六大寺大観　東大寺』（岩波書店、一九七二年）第二巻解説編五四頁注一二に翻刻がある。この史料については久永昴央氏のご教示を得た。

（3）真言院所在戒壇院長老泰州明道供養塔銘。「勧学院のあゆみ」（東大寺勧学院、私家版、二〇二〇年）に掲載。坂東俊彦氏のご教示を得た。

（4）「戒壇院辛亥・壬子・癸丑雑録」（貴重書一四二部五七〇B号）

（5）後述するように、この付紙の文言は「真言院引渡帳」の奥書と同一であり、この奥書を写したものと見られる。

（6）三ヶ律院は近世に兼帯されることが多くなり、財産管理上の問題が生じていたらしい。

（7）貴重書一四二部五七三号

（8）貴重書一四二部七八三号

（9）貴重書一四二部五七〇A号。本史料は恵光の戒壇院再建事業の根幹を記載した基本史料であるが、部分的に『奈良六大寺大観　東大寺』（岩波書店、一九七二年第二巻四八頁、第三巻五四頁）などに紹介されるにとどまっている（久永昴央氏のご教示を得た）。

（10）「東大寺戒壇院如法律再興録」（以下「再興録」、貴重書一四二部五七四号）

（11）表紙に「従享保十一丙午年至宝暦九己卯歳」とあることによる。なお「戒壇真言両院如法律儀第三興隆録」（貴重書一四二部五七二号）は、本「第三興隆修造目録」とほぼ同一の内容で、宝暦九年七月に威徳院法瑞・新禅院明道・放光院真盛・一之室黙輝が作成した目録である。こちらにも「第三修造目録」の奥書」Dとほぼ同じ内容の奥書がある。奥書Dでは、理洞比丘が蓮華心寺に持ち出した品数を六十品としているが、こちらの奥書では五十五品としている点が異なる。以下、奥書全文を掲げる。

「宝暦九己卯歳七月

威徳院法瑞（方印、×印で抹消）
新禅院明道
放光院真盛（円印、×印で抹消）
一之室黙輝

此朱圏五十五カ品恵光和尚滅後遺弟
理洞比丘持去而納河内錦部郡蓮華心寺
蔵中依作除印畢」

両目録の関係等については、後日検討したい。

なお恵光遺品を河内錦織部彼方村（現・富田林市彼方）蓮華心寺に持ち出したという理洞比丘は、戒壇院長老恵光のもとで「役者」として戒壇堂普請に携わる一方（「辛亥雑録」享保十六年四月二十日・同二十五日、貴重書一四二函五七〇B）、恵光が行った自誓受具足戒で五比丘の一人として恵光の宗教活動を助けている（同書、同年九月十日）。

（12）註10「再興録」

（13）「第三修造目録」「真言院引渡帳」は未翻刻である。全文の紹介は他日を期したい。

（14）享保十七年に恵光が兼帯した新禅院の資財帳も存在すると思われるが発見には至っていない。

（15）没年は真言院所在宝珠瑞鑒供養塔銘による（前掲「勧学院のあゆみ」参照）。

（16）註10参照

（17）瑞鑒には「眉間寺住持次第」の著作もある（東大寺薬師院記録二―一九四号）。

（18）以下の記述は、前掲「再興録」・「修造目録」・「第三興隆録」のほか、「戒壇院住持次第」（薬師院記録二―一九三号）、「雑録」（貴重書一四二部五七〇号）、「（戒壇院）壬子雑録」（貴重書一四二部五七〇B）、「南都東大寺戒壇院略縁起」（仏書刊行会編『大日本仏教全書　東大寺叢書三』、第一書房、一九七八年）などを参照した。

（19）このかん前述のように享保十七年八月に恵光は新禅院を管領し、三ヶ律院をすべて兼帯した。

二　翻刻

凡例

・翻刻に当たり、旧字・異体字は一部を残し、常用の字体に統一した。

・丁数は、一丁目表を（1オ）、同裏を（1ウ）などと記した。

・本文中の記号は、〇は円印を、★は方印を表す。また『』は朱字を表す。

（表紙）「戒壇院本尊霊宝并諸道具勘渡帳」

（1オ）戒壇院千手堂本尊諸
道具　経蔵本尊霊宝
聖教并諸道具　庫院雑
道具等之帳

千手堂

一、千手観音　一躰
一、四天王　各躰
一、輪蓋龍王小厨子有之
一、戸帳
一、金華鬘　壱ツ
一、鏡　一面
一、前机　一脚
一、三具足　壱具
（1ウ）〇一、茶湯筒台共　貳ツ
一、焼香合　壱ツ
一、華皿　貳ツ
一、金灯籠　壱対
一、幡　一対

以上、中央壇上

一、愛染明王　一躰
一、戸帳
一、金華鬘　壱ツ
一、同幡　一対

右御厨子之内也、

一、鏡　一面
一、前机　一脚
一、三具足　一具

但香呂ハ唐金也、

一、華皿　貳ツ

以上南壇上也

（2オ）（※貼紙あり。翻刻末尾に掲載。）
一、如意輪観音　一躰

金厨子同台・天蓋・花鬘有

一、三具足　一具
一、華皿　貳ツ
一、鑑真和尚御影　一幅
一、実相上人御影　一幅

一、凝然国師御影　一幅
一、西迎上人位牌　一本
一、祖師長老十方檀那惣位牌　一本
一、将軍家惣位牌　一本
一、華台　貳ツ
一、青磁香呂　貳ツ
一、茶湯台　一ツ
○一、掛灯台　貳ツ
以上北壇上也

（2ウ）

一、弘法大師御影　一幅
一、位牌
★一、過去帳台共
『已下此印、破損・紛失・類焼』
一、香爐　三ツ
一、瓶　壱ツ
○一、掛灯台　壱ツ
已上北外之壇上也
一、前机　一脚
一、脇机　一脚
一、磬台撥台　一脚
一、礼盤半畳共　一脚
一、仏具　一面
一、柄香呂　一枝
一、如意　一ツ
一、香合　一ツ

（3オ）

一、灯台　一対
已上正面
一、金　一口撥共
一、同机　一脚
一、小錫杖　一本
一、経函　一ツ
内入日記
勤行双紙　一冊
理趣経　十巻
観音経　十巻
同　二巻
阿弥陀経　四巻
同　一巻
盂蘭盆経　十巻
遺教経　九巻
四分戒本箱有　一巻
一、大戒策　一具
一、寺役箱　一ツ
内入日記
梵網経配巻箱有　十六巻
同経釈　四帖
羅漢広勧請　二帖
同供祭文　二巻
同講式　一巻
同伽陀秘伽陀　一結

（3ウ）

同沐浴伽陀　一結
同奉送伽陀　一結
毘沙門講式　二巻
同　伽陀　一結
羅雲講式　一巻
千手観音講式　一巻
同　伽陀　一結
地蔵講式　一巻
涅槃会等疏文　一巻
修正大導師作法　一帖
同諷誦　一通
同三十二相　一結
同神名帳　一巻
御影供祭文　一巻
愛染講式　一巻
聖徳太子講伽陀　一結
最勝王経釈　一帖
一、金大華鬘　十四内十二有之
天井廻リニ有之
一、黒塗請定板　貳枚
一、太鼓台共　一口
一、半鐘　一口
一、静槌共　一具
一、後門机　一脚
一、華籠十二　一箱

（4オ）

一、リン　二口
一、抹香箱　一ツ
★一、仏餉箱　一ツ
★一、イケ桶　一ツ
一、閼伽桶　貳ツ
一、油サシ　壱ツ（箱有）
○一、手行灯　一ツ
一、牛玉印　一ツ
一、丈間大机　一脚
（4ウ）
○一、中机　一脚
一、十二灯台　一ツ
一、礼盤（盈共）　一脚
○一、御簾（五間）　一箱
○一、手桶（掃除用）　三ツ
一、塵取　一ツ
一、賽銭箱　一ツ
一、畳　十六帖
以上堂内
一、鰐口　一ツ
一、三間木梯　一脚
★一、同　竹梯　一脚
★一、火用心水桶台　一脚
以上堂外
★一、用心籠手桶　七ツ
★一、同　箱鉤瓶　貳ツ

（5オ）
★一、同　柄杓　一本
以上廊廂ニ有
一、蔵王権現　一躰
宮内ニ有
経蔵
一、御舎利金塔（一基）　一箱
殿内御舎利　百廿六粒
金塔覆　三ツ
○一、同古厨子　一ツ
一、受戒堂本尊　貳躰（座光無之）
★一、不動明王（二童子共）　一躰
一、善財童子　一躰
一、双身毘沙門天（○古厨子有）　一躰
（5ウ）
一、庫裡毘沙門天　○〃厨子有（「有之」）
一、誕生仏　一躰
一、摩利支天　厨子有
★一、聖天（三躰）　厨子入
★一、同（一躰）　同
○一、舎利塔（舎利有）　一基
一、霊宝長櫃　一ツ
内入日記
思教釈迦三尊（各幅）　一箱
牧渓十六羅漢（各幅）　貳箱

（6オ）
顔輝釈迦三尊（各幅）　一箱
同十六羅漢（各幅）　貳箱
御自筆聖徳太子（一幅）　一箱
三筆三幅対（右龍中観音左虎）　一箱
陳喜十九仙人絵（一幅）　一箱
探幽外題有之
鑑真御将来如意　一箱
涅槃経（四十巻聖武天皇御真筆）　一箱
賢愚経（一巻御同筆、大字）
婆娑論（一巻光明皇后御真筆）
阿難四事経（一巻孝謙天皇御真筆）
理趣経（一巻聖珍親王御筆）
右四巻　一箱ニ入
勧進帳（一巻後宇多院御真翰）　一箱
極札有
同（一巻世尊寺殿筆）　一箱
以上一櫃ニ入
一、本尊長櫃　一ツ
内入日記
唐筆釈迦三尊（三幅）　一箱
大師（不動愛染）二明王（二幅）　一箱
大師（虚空蔵多門天）（二幅）　一箱
十六善神（一幅）　一箱
法花曼荼羅（一幅）　一箱

（6ウ）

★釈迦三尊十八羅漢三幅　一箱
唐筆南山大師大智律師二幅　一箱
鑑真和尚一幅　一箱
八祖師各幅　一箱
十二天各幅　一箱
日輪大師一幅　一箱
聖武天皇一幅　一箱
凝然国師筆一幅　一箱
聖武天皇御経壊本　一箱
光明皇后御経壊本　貳箱
十誦羯磨五分羯磨四分羯磨三巻　一箱
紺紙金泥法花開結十巻　一箱
法花経一部八巻箱有天照大神御夢想御判　一箱
同一部　一箱
同一部　一箱
以上一櫃ニ入
一、本尊三幅入　一箱
内
両界曼荼羅大師筆　二幅
釈迦三尊十八羅漢顔輝筆　一幅
一、本尊四幅入　一箱
内
五十五聖曼荼羅　一幅
涅槃像　一幅

（7オ）

南山大師　一幅
鑑真和尚　一幅
一、本尊十七幅入　一箱
内
毘沙門天　二幅
三社託宣聖珍　一幅
弁財天　三幅
如意輪観音　二幅
阿弥陀如来　一幅
雨宝童子　一幅
荒神　五幅
内小嶋　二幅
★五字文殊　一幅
★地蔵尊尊蓮　一幅
一、本尊十二幅入　一箱
内
最勝王経曼荼羅　一幅
不動明王　○三幅「内一幅無之」
十一面観音　一幅
大威徳明王五筆　一幅
普賢菩薩　一幅
青面金剛　一幅
三千仏　三幅
地蔵尊　一幅

（7ウ）

一、本尊十四幅入　壱箱
内
春日曼荼羅　一幅
★紅頗梨色阿弥陀　一幅
十三仏　一幅
★阿字　一幅
台蔵界曼荼羅　一幅
焔魔天　一幅
白五字板　一幅
十六羅漢　一幅
★太元明王　一幅
善如龍王　一幅
三宝板　一幅
八幡託宣文　一幅
★毘沙門　一幅
一、御影十一幅入　一箱
内
羅雲尊者　一幅
香象大師　一幅
尊師僧正　一幅
西迎上人　一幅
実相上人凝然讃　一幅
凝然国師　一幅
普一国師周文　一幅
玉叡上人　一幅

（8ウ）

浄慶和尚　一幅
証海和尚　一幅
聖遍和尚　一幅
一、古御影十五破壊　一箱
花厳五祖等
一、掛物十二幅入　一箱
内
○富士山絵　一幅
凝然之筆　○一幅
「内一幅有之」
★山水　一幅
関林之筆　一幅
楊柳観音　一幅
獅子絵　一幅
八景後陽成院　一幅
★布袋雪舟　一幅
○一葦達磨　一幅
★馬絵　一幅
釈尊御判板　一幅
以上八箱
一、大般若経全部　厨子入
内経釈有之
一、紺紙金泥華厳経八十巻　貳箱
一、唐本八十経科華厳経十六巻　一箱

（9オ）

少々不足
一、四分律　一箱
内十巻不足
一、法花経一部　箱有
一、法花経一部　箱有
一、最勝王経一部　箱有
一、同一部　帙入
一、法花経一部
○一、大般若理趣分　一巻
一、仏名経三巻　一箱
懺悔講式一巻
同伽陀秘伽陀一巻
五十三仏一巻
一、梵網経一巻　一箱
一、四座講式四巻　一箱
同伽陀四結
仏生会講式一巻
同伽陀一結
一、イ　一箱
律三大部古本
一、ロ　一箱
律三大部同
一、ハ　一箱
律三大部同
一、ニ　一箱

（9ウ）

律三大部同
一、ホ　一箱
行事鈔抄物　廿四巻
同　資覧次　廿二巻
戒疏抄物　廿巻
業疏抄物　廿三巻
一、ヘ　一箱
行事鈔資行抄　十七巻
戒疏警意抄　十七巻
外二壊本一巻
業疏顕縁抄全部　四十巻
目録　一巻
一、ト　一箱
行事鈔抄物　六十巻
一、チ　一箱
行事鈔并資持記書本不足
唐本
比丘尼鈔并科文等
一、リ　一箱
表白　律宗論草
一、ヌ　一箱
律宗論義草紙
一、ル　一箱
梵網法蔵疏　三巻
古迹述迹鈔　十巻

（10オ）

同補忘鈔　六巻
一、ヲ　一箱
宗要抄物
古迹抄物
六物抄物
一、ワ　一箱
古迹抄物
法相宗抄物
一、カ　一箱
表無表章抄物
一、ヨ　一箱
法花義疏破同文句破
浄心誡観　同発真鈔
蔵経目録等破
一、タ　一箱
華厳宗抄物
一、レ　一箱
雑本
一、ソ　一箱
涅槃経
一、ツ　一箱
講式古本　廿五巻
一、ネ　一箱
経本
以上書函　二十

（10ウ）

（11オ）

一、維那箱　壱ツ
内　入日記
年中行事記　一巻
直日規式　一巻
★布薩規要記　一巻
★自恣資則記　一巻
合布薩作法　一巻
安居自恣文　一結
同自恣布薩諸足等案　一帖
疏文　一結十三巻
諸表白　一結
分物帳　一結
中興以来長老記　一冊
西迎上人行状　一巻
勧進帳写　一冊
亮然年預中日記　一冊
戒牒畜衆法文　一結
泉涌寺ヨリ来状
西大招提ヨリ来状
寺中一派ヨリ来状
戒和上ヨリ来状
末寺方証文状　一結
墓所証文　一箱
関山御忌之記　一結
聖逼重慶長老入院之記　一包

（11ウ）

宗真房退院之時状一結
御祈祷下行之記　一巻
夏中布施配分帳　一結
一、記録箱　壱ツ
内日入記
行状箱之内
実相上人行状　三巻
戒壇院縁起　一巻
別解脱戒式　一巻
勧進帳　三巻
同写　六通
大勧進記録　一巻
諷誦　一巻
寄附状并雑掌之箱
寄附状　五通
雑掌　四通
書状　二通
河内国判破　一通
寺役之事　一通
受戒堂垣事状写　一包
住持継目御礼之記　一通
黒塗箱
源満則寄附状　一通
義持公御判状　一通
大勧進職之事　一通

（12オ）

（12 ウ）

住持職之事　一通
右写　二通
金塔御舎利由来箱
御舎利由来　貳通一包
大仏殿供養記等　貳通
戒壇院惣伽藍絵図　二枚
末寺帳写
末寺帳　一巻
勧進聖部屋式事　一通
★鉦鼓証文　二通
★眉間寺証文　三通
山辺郡
末寺証文箱　壱ツ
夏中布施証文　一箱
受戒堂記　一箱
受戒堂入用日記　一巻
同堂供養記　二通
同勘申　一通
同棟札之写　一通
十六羅漢之事書付　二通一包
同　一通
室生寺請待状等　一結
同什物帳記録等　一結
一、古納所帳　三箱
内一箱ニ古記有

（13 オ）

一、天蓋金物　一箱
○一、古仏金物等　一箱
一、唐櫃　一ツ
内幡五対入
一、同　一ツ
内
打敷　十
手拭　二ツ
静覆　一ツ
同袴　一ツ
机前垂　二ツ
一、古櫃　二ツ
内　古幡等入
一、唐金大花瓶　一対
一、同　大香爐　一ツ
一、同　中華瓶　○三ツ
「内一ツ有之」
○一、青磁華瓶一　一箱
一、真鍮三具足一具　一箱
一、胡銅香爐三ツ　一箱
内　縄手二ツ
一、胡銅柄香爐一枝　一箱
内○戒栄○払子有
一、磬台一脚磬撥共　一箱
○一、同磬無之　一脚

（13 ウ）

「唐」
一、リン一口　一箱
一、唐鐃鉢片　一箱
○一、鉢　片
一、大錫杖　一本
一、戒策　一具
★一、払子　二本
一、籌箱内籌有　一箱
一、分物札箱　二重蓋有
一、華篭廿　貳箱
内一箱之方破壊
一、朱盥　三ツ
自恣布薩等之用
一、円座　貳枚箱有
五徳座等之用
★一、高座　一脚
一、同半畳　一枚箱有
一、同階　一脚
一、高机　貳脚
一、羯磨机　三脚
一、手拭掛　二脚
一、大灯台　四本
一、護摩壇　一脚足無之
一、長壇　一脚
★一、イケ桶　一ツ

（14 オ）

内　仏具一通入
一、同　一ツ
内
護摩器（大五ツ 小八ツ）　蓋二枚
金剛盤　鈴　三杵
鈴　一口
○瓶　貳ツ
○火舎　貳ツ
○閼伽桶　一ツ
○柄香呂　一ツ
○打鳴　貳ツ
★一、仏餉箱　一ツ
○一、焼香合　貳ツ
★一、常香盤　一組
★一、盛物台　一対
心共
一、金剛蔵額　一枚
一、板木　八ツ
一、僧堂道具
大風爐　一ツ
大釜　一ツ
飯桶水桶　一ツ（蓋二枚有 臺共）
唐物僧大海茶入一ッ　一箱
○大海茶入一ッ　一箱

（14ウ）

天目　一ッ
天目　二ッ
同台　五ッ
内（朱塗 黒塗 三ツ○内貳ツ不足 二ツ内）
○朱塗茶盆　一ツ
○黒塗炭入　一ツ
単　卅八枚　一箱
内ニ巾有
★飯継　貳ツ
飯盛匙　貳枚
同小杓子　一本
○汁継　三ツ
同大杓子　貳本
同小杓子　一本
手付黒塗
菜桶　九ツ
黒塗
湯継　貳ツ
○下水桶　三ツ
施食取　貳ツ
一、羅漢盤（○椀共）　一箱
★一、祖師膳椀　一具
★一、同モツソウ　一ツ
○一、唐金水継（紛失）　一ツ
★一、水漉　一ツ
外輪有

（15オ）

★一、円鏡餅輪　三ツ
★一、札箱　一ツ
★一、供物箱　一ツ
★一、皆朱精進椀（廿人前 四ツ椀）　一箱
★一、同（様子 木皿 四十 廿 豆子 廿）廿人前　一箱
★一、同折敷　廿人前　貳箱
二之折敷共
★一、皆朱精進椀（皆具）　十人前　一箱
★一、（縁朱内木地）同折敷　十人前　一箱
但二之折敷無之
一、（皆朱飯継）阿満鉢　貳ツ
★一、同杓子　貳本
★一、同汁継　貳ツ
★一、同杓子　貳本
★一、黒塗（椀 壺皿・平皿）　廿人前　一箱
★一、同折敷　廿人前　貳箱
★一、同飯継（杓子入）　一ツ
★一、飯台折敷　十人前
★一、春慶折敷　十人前　一箱

★一、溜塗大重箱五重　一組
但蓋二枚有
（16オ）
★一、同小重箱六重　一組
★一、黒塗瞿麦絵重箱四重　一箱
★一、春慶塗重箱四重　一箱
★一、塗台大小　六ツ
★一、同進物台　一ツ
★一、三方　一ツ
★一、春慶塗小折敷　七枚
★一、黒塗大挽鉢　一ツ
★一、七ツ入子鉢　一組
★一、カナイロ一対　一箱
★一、料理鍋塗蓋有　一ツ
★一、焼物小汁継塗蓋有　一ツ
★一、染付砂糖壺蓋有　一ツ
★一、手付香物鉢　一ツ
★一、染付鉢大小六ツ　一箱
内青磁貳ツ
★一、同大鉢一ツ　一箱
（16ウ）
★一、窪鉢　三ツ
★一、錫鉢　一ツ
★一、染付茶碗　五ツ
★一、同蓋茶碗廿　一箱
★一、同和会物茶碗十五　一箱

★一、同指味皿十五　一箱
★一、同中皿卅五　一箱
内蛟龍絵十五
★一、同角皿廿七　一箱
★一、中猪口染付廿二白八　一箱
★一、筍羹皿卅　貳箱
★一、白皿十クワンニウ皿十　一箱
★一、芙蓉皿廿一　貳箱
★一、瓜形白小皿十九　一箱
★一、白小皿十九白九猪口白九染付二　一箱
★一、小皿十猪口八　一箱
★一、サハリ匙子　貳本
（17オ）
★一、金杓子　一本
一、龍絵唐金菓子盆　一ツ
★一、朱塗菓子盆　一ツ
★一、塵籠　一ツ
★一、面々菓子盆十枚　一箱
★一、雹風呂釜　一具
○一、唐金水指　一ツ
○一、同柄杓立　一ツ
一、焼物水翻　一ツ
○一、長板　一枚
★一、箱炭入火箸釜鐶　一ツ

★一、小板　貳枚
一、茶台黒塗木地　貳ツ
一、○茶入棗中次　五ツ　一箱
茶置　一ツ
茶碗　八ツ
茶上戸　貳ツ
挽溜　一ツ
茶杓　四本
（17ウ）
○一、信楽焼水指　一箱
★一、小及第　一組
一、三重及第破壊　一組
★一、茶壺　一箱
一、茶臼挽木有　一ツ
★一、朝皃絵六枚屏風一双　一箱
○一、白張六枚屏風『内片有之』　一双
★一、貳枚屏風　片
★一、同　片
★一、六枚小屏風　片
○一、衣掛屏風　片
○一、イカウ　一脚
★一、屏風掛　四本
★一、塗枕十　一箱
一、燭台　一対
心切二本　心溜二ツ

（18 オ）

★一、手燭　一対
一、真鍮手爐　一ツ
当時銅
一、火舎火鉢　一ツ
台共　火箸有
★一、深草焼火鉢台共　一ツ
★一、箱火鉢　一ツ
★一、台チウナウ　一ツ
★一、塗文匣　一ツ
内小刀一本料紙入
★一、硯箱皆朱黒塗内朱　一ツ
★一、同　一ツ
但水入無
★一、文箱　一ツ
庫院方
一、大黒天神　一躰
香呂有
★一、花入染付　一ツ

（18 ウ）

★一、手水桶龍口　一ツ
★一、飯台　一脚
一、末那板　一枚
★一、薄刃　一丁
薄刃指有
★一、菜刀　一丁
★一、箸箱　一ツ
★一、箱金火鉢　一ツ
火箸共
★一、炭入　一ツ
★一、五徳　貳本
★一、テツキウ　一本
★一、網大小　三枚
一、行灯　三ツ内一ツ不足
内油サシ　二ツ
★一、排灯　一対
★一、蝋燭入　一ツ
★一、打盤　一ツ
★一、続飯板　一枚

（19 オ）

★一、箱床木　一脚
★一、ナへ鎌　一本
★一、拍子木　一ツ
★一、爐縁　一ツ
★一、同ヤグラ　一脚
★一、同ジョタン　一ツ
★一、大釜　一ツ
★一、中小釜　貳ツ
★一、鍋大小『内四ツ有之』　七ツ
○一、油鍋　一ツ
一、桶大小『内四ツ有之』　八ツ
一、四斗桶　一ツ
一、味噌小桶　一ツ
一、荷桶　貳ツ
一、半切桶　一荷『一ツ有之』
一、水台　一ツ
一、塩壺　一ツ

（19 ウ）

★一、壺　一ツ
一、醤油樽　一ツ
★一、ワサビヲロシ　一ツ
一、杓子　三本
★一、水嚢　一ツ
一、摺鉢レン木有　一ツ
一、柄杓　貳本
★一、茶入物　一ツ
★一、火打箱　一ツ
一、火箸　二
内俣火箸　一
一、掛灯台　貳ツ
一、ヂウナウ○大小　二ツ
○一、下人椀茶碗
一、二間木梯　一脚

（20 オ）

一、受戒堂鑰　一本
一、千手堂後戸鑰　一本
○一、中門錠鑰　一ツ
一、墓所鑰　一本
一、イカキ大小　三ツ
○一、同　貳ツ
★一、椀上籠　一ツ
○一、茶籠　一ツ
★一、同イカキ　貳ツ
★一、物テ　一ツ
★一、鎌　一丁
★一、鍬　一丁
★一、スキ　一丁
★一、タウ鍬　一丁
★一、花立　一ツ
★一、水漉桶　一ツ
一、

膳棚之方

★一、仏餉器　貳ツ　箱有
同茶碗　六ツ
★一、霊供膳碗共　四通
一、飯継　貳ツ
「内一ツ有」
一、椀箱　一ツ
★一、常器椀紋付　五人前

（20 ウ）

★一、大丸盆　五枚
★一、黒塗丸盆　六枚
★一、挽鉢　貳ツ
★一、重箱　二重
★一、蓋茶碗　貳ツ
★一、香物鉢　貳ツ
一、茶碗　六ツ
★一、土鍋　一ツ
★一、醤油壺　一ツ
★一、酢壺　一ツ
一、箸入物　一ツ
★一、味噌小桶　一ツ

納戸之内

一、米櫃　一ツ

内舛　大小　三ツ

一、コシキ三重　一組

台輪　蓋共

一、餅押板　一枚
★一、大末那板　一枚
★一、蕎麦切板　一枚

麪棒共

★一、蕎麦上ケ　一ツ
★一、油壺　一ツ
★一、壺　七ツ

（21 オ）

★一、豆腐桶　一ツ
★一、同箱　一ツ
★一、古桶　四ツ
★一、新桶　一ツ
★一、同手桶　一ツ
★一、花手桶　一ツ
一、斗桶　貳ツ
「内一ツ有之」
○一、斗取桶　一ツ
★一、米上戸　一ツ
一、鉤掛舛舛カキ共　一ツ
一、米トヲシ　一ツ
★モミ小米トヲシ　貳ツ
一、長柄笠　三本
『内一本』
★一、手笠　貳本
一、箱土火鉢　一ツ
★一、ヤクワン　一ツ
★一、シチリン　一ツ
★一、薬鍋　一ツ

風呂共

★一、餅切庖丁　一丁
★一、金輪　一ツ
★一、イカリ　一ツ
★一、カナテコ　一本

（22オ）

★一、斧　貳丁
★一、大鋸　一丁
★一、小鋸　三丁
★一、キリ　貳本
★一、金槌　一本
一、薬研刃共　一ツ
★一、前茶　貳筒

湯殿之内

★一、水風呂桶　一ツ
★一、行水盥　一ツ
一、手桶　一ツ
★一、手盥　貳ツ
一、下ノ盥　一ツ
★二階ノ梯　一脚

味噌部屋之内

★一、醤油舩　一ツ
台　ハ子（木）木共
一、臼　杵棒共　一具
★一、田楽火鉢　一ツ
★一、壺　三ツ
★一、炭入物　貳ツ
一、味噌桶味噌有　貳ツ
「内一ツ有之」

（22ウ）

一、醤油樽醤油入　一ツ
○一、桶　貳ツ
一、香物桶　三ツ
「内一ツ有之」
★一、アクタレ桶　一ツ
★一、石臼　一具
★一、竹梯　一脚
★一、膳棚　二脚

但板無

★一、長床木　一脚
★一、中床木　一脚
★一，柴籠　一ツ
一、経蔵之鑰　四本
一、千手堂内之鑰　七本
以上

（23オ）

右之内
鑑真御舎利百廿六粒殿共
霊宝長櫃　壱ツ
入日記之通
記録箱　壱ツ
此分者慧光和尚御入院迄
新禅院成慶預之置候、

★此印百九拾品
右之通相違無御座候、以上、

建幢
満慶

（23ウ）

○此円印之分、四拾九品
明道長老代紛失、
右之通御座候、以上、
天明三卯二月
金蓮院（方印「瑞鑒」）
新禅院（方印「□□（秀カ）」）

（貼紙　2ウに貼付）

「一、照玄上人請　勅許勧進之奏状　一通
一、戒壇院僧坊等麁色一冊付講堂麁色　一通
一、就眉間寺御朱印御改之証文　三通
以上享保十七壬子六月日　宝生院持参
一、御寺務宮御条目　一通
一、東武ニ而浄慶江西院住持被　仰付候寺社奉
行之御書付　一通
一、中坊美作守殿御書付　一通
一、同寺社御奉行江之御状　一通
一、同戒壇院江来ル御状　一通
一、一山年預浄光清凉院実英在判
寺社御奉行所江之状　二通
一、戒壇院年預聖秀維那英慶知事
弘賢ゟ寺社御奉行所江上ル状　一通
一、浄慶ゟ寺社御奉行所江上候状　一通

一、長国寺如周ゟ之返状　一通
一、中坊法眼之状　一通
一、有慶滅後新禅院出入ニ付訴状并証文　七通
一、新禅院出入無住之間関東江願成秀
　浄慶訴状等　廿八通
右之十一品、宝永中新禅院江持参之処、享保十七壬子年新禅院従御寺務被下於恵光長老候ニ付如本還附之、」

（付紙　２３オに挟み込み）
「右目録之内、戒壇・真言両院之道具并記録等紛入有之候、是者数代之間、真言・新禅致兼住、近代成慶戒壇院共三院致兼帯ニ付、弥相紛申事候、然処今般成算学侶密衆ニ被加之砌、右道具記録等御寺務宮江被差上、御寺務宮ゟ戒壇院恵光長老江被下置之、如法律院と成候上者三院之道具等、混乱無之様可仕之仰ニ候、依之附紙之通、所紛入之物、各本処ニ被還置之候、右仰之趣、某甲奉承儀ニ付、加奥書者也、
享保十七年子八月十日　御寺務宮官僧　如法院性慶印」

謝辞　本稿執筆に当たっては、東大寺史研究所 坂東俊彦氏、東大寺ミュージアム 久永昂央氏から種々ご教示を賜りました。厚く御礼申し上げます。

（京都府立大学文学部歴史学科教授）